

■第1分科会：子どもの相談・救済

テーマ	子どもの相談・救済「いま、あらためて制度改善を問う」
内 容	国連子どもの権利委員会の一般的意見 2 号は、子どもの権利条約を批准した国に独立した子どもの権利救済機関の設置を求めている。日本では、国レベルの独立した子どもの権利救済機関は設置されていないものの、1999 年に川西市が条例に基づく子どもの人権オンブズパーソン制度をつくったのを皮切りに、2025年5月時点で 57の自治体が条例に基づき救済機関を設置している。 2023 年にこども基本法が施行されたことで、自治体が子どもの権利救済機関をつくらうとする動きが加速している。しかしながら、条例があっても必要な機能と権限が条例上規定されていない自治体、独立性・第三者性が担保できていない自治体、他の相談窓口との違いが意識されていない自治体など、一般的意見 2 号の求める子どもの権利救済機関の条件を満たしていない自治体も見受けられる。また、既存の子どもの権利救済機関においても、相談や調整が中心となり、申立てや自己発意による制度改善や意見表明などが積極的になされていない現状がある。そこで、本分科会では、子どもの権利救済機関の機能のうち、その根幹ともいえる制度改善に向けた機能に着目し、あらためて権利救済機関の存在意義を明らかにする。
報 告	1.基調報告：子どもの権利救済機関の機能と役割 間宮 静香（弁護士、名古屋市子どもの権利擁護委員） 2.自治体等報告 （1）発意事例の報告 成瀬 大輔（前・国立市総合オンブズマン） （2）提言事例の報告 曾我 智史（兵庫県尼崎市 子どものための権利擁護委員会委員長） （3）子どもの権利救済機関の普及・促進のために追求する課題 横井 真（公益社団法人 子ども情報研究センター研究員） 3.パネルディスカッション：子どもの権利救済機関における制度改善の意義 パネリスト：成瀬 大輔、掛川 亜季（国立市総合オンブズマン）、曾我 智史、横井 真、間宮 静香 コーディネーター：福田みのり、安ウンギョン
コーディネーター	間宮 静香（弁護士） 福田 みのり（山口東京理科大学） 安 ウンギョン（平成国際大学） 横井 真（公益社団法人子ども情報研究センター）